告示

○金融庁告示第七十八号

貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第五号の規定に基づき、昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件）及び平成十九年金融庁告示第五十二号（金融商品取引法施行令第一条の九第五号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

金融庁長官　畑中龍太郎

（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件の一部改正）

第一条　昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号の一部を次のように改正する。

東京短資株式会社の項中「東京都中央区日本橋室町四丁目五番一号」を「東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号」に改める。

○法務省告示第四百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

音頭金属株式会社	千葉県野田市番昌三百五十五番地	鋳造、溶接

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社伊豆精機製作所	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町千六百四十八番地の三	機械加工
富山県金型協同組合	富山県砺波市太田千八百八十九番地の七	金型加工
株式会社福実	福岡県福岡市東区美和台一丁目五十一番二号	とび

○法務省告示第四百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

株式会社メイタン・トラディションの項中「東京都江東区東陽五丁目二十九番十七号」を「東京都港区東新橋二丁目八番一号」に改める。

トウキョウフォレックス上田ハーロー株式会社の項中「東京都中央区日本橋室町四丁目五番一号」を「東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号」に改める。

（金融商品取引法施行令第一条の九第五号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部改正）

第二条　平成十九年金融庁告示第五十二号の一部を次のように改正する。

東京短資株式会社の項中「東京都中央区日本橋室町四丁目五番一号」を「東京都中央区日本橋室町四丁目四番十号」に改める。

○法務省告示第四百五十五号

北海道広尾郡大樹町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

北海道広尾郡大樹村大字歴舟村字上歴舟十線九十一番地

清水　駒雄

○法務省告示第四百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社岐阜化成	岐阜県安八郡輪之内町藻池新田五千百四十九番地の一	強化プラスチック成形

○法務省告示第四百五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社松本鉄工	岡山県倉敷市福田町浦田五百一番地十	仕上げ

○法務省告示第四百六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

第二号の表に次のように加える。

株式会社中島紙工	東京都中央区日本橋浜町二丁目五十六番三号	婦人子供服製造

○法務省告示第四百六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社タテノ畜産	茨城県古河市東牛谷四百六十五番地	畜産農業
杉本芳幸	千葉県富里市十倉六百三十四	耕種農業

○農林水産省告示第二千四百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十二号（中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

表島根の項を次のように改める。

島根	一三（一三）	二八一（二八一）
大分	三二（七）	四一四（一四三）

表大分の項を次のように改める。

合計	五〇〇（二〇五）	八、三七九（四、五五四）

表合計の項を次のように改める。

○農林水産省告示第二千四百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第四百九十八号（瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

表石川の項を次のように改める。

石川	一七八（一九）	八、五一二（七二九）

表合計の項を次のように改める。